

北電原第66号
平成28年8月16日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓 明彦



泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成25年7月8日に1号炉及び2号炉並びに3号炉の泊発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（1号炉及び2号炉については平成26年3月7日に一部補正。以下「既申請①」という。）し、また、平成27年12月18日に3号炉の泊発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①及び②と後申請が重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請①（1号炉及び2号炉）案件】

1. 申請書名：泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成25年7月8日（北電原第127号）
(平成26年3月7日付け北電原第273号で一部補正)
3. 変更の理由：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い，記載事項の一部を重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備等について，関連法令の条文と整合した記載に変更する。

【既申請①（3号炉）案件】

1. 申請書名：泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成25年7月8日（北電原第126号）
3. 変更の理由：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い，記載事項の一部を重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備等について，関連法令の条文と整合した記載に変更する。

【既申請②（3号炉）案件】

1. 申請書名：泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成27年12月18日（北電原第157号）
3. 変更の理由：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い，3号炉の特定重大事故等対処施設及び常設の直流電源設備の設置を行う。

【後申請（1号，2号及び3号炉）案件】

1. 申請書名：泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号，2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)
2. 申請日：平成28年8月16日（北電原第65号）
3. 変更の理由：「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により，使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。